

消費者契約法の10年と 消費者契約関連法の展望

——企画の趣旨を兼ねて

渡辺達徳

1 はじめに

消費者契約法（平成12年法律第61号）が2001（平成13）年4月1日に施行されてから、10年が経過した。その間、適格消費者団体による差止請求の制度を創設する重要な改正（2007（平成19）年6月7日施行）が行われている。

消費者契約法は、消費者契約を直接の規律対象とする包括的民事ルールとして、消費者私法の中核を占める。同法の施行後、最高裁判決を含めて数多くの裁判例が現れ、同法は、消費者契約に伴うトラブルを解決するための実体法規範として、その重要性は揺るぎないものとなっている¹⁾。

消費者契約法の制定をめぐる議論の中では、残された課題と認識された事項も少なくなかった。すでに、立法時の衆議院商工委員会及び参議院経済・産業委員会では、施行後5年を目途とした見直しを示唆する附帯決議がされていた。また、適格消費者団体による差止請求権を創設した法改正時の衆議院及び参議院内閣委員会でも、施行状況等について点検評価に努めるべきことを要請する附帯決議がされている（施行後5年を目途とした見直しも示唆されている）。

すなわち、消費者契約法は、一方では実務における定着を認め、その有用性を評価しつつも、他方では、その検証に当たるべき時期を迎えていたといえよう。

翻って、消費者契約に係る法の領域では、近

時、新法の制定及び既存の法律の改正が、頻繁に行われている。「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」の制定（2001（平成13）年12月25日施行）、「金融商品の販売等に関する法律」の制定（2001（平成13）年4月1日施行）、旧「証券取引法」を改称した「金融商品取引法」の制定（2006（平成18）年7月4日から段階的に施行）、旧「貸金業の規制等に関する法律」を改正・改称した「貸金業法」の制定（2007（平成19）年1月20日から段階的に施行）、「特定商取引に関する法律」の改正（2002（平成14）年7月1日、2004（平成16）年11月11日及び2009（平成21）年12月1日に改正法施行）、「割賦販売法」の改正（2004（平成16）年11月11日及び2009（平成21）年12月1日に改正法施行）などがある。

これらの法律には、もっぱら民事法の性質を有するものと、業法的規律から出発しつつ消費者保護的色彩を強めつつあるものとが含まれるが、いずれも消費者契約法に定める消費者保護の機能を補完ないしは拡充する側面を有するものといえることができる。こうした立法及び法改正が頻繁に行われているという事実より、消費者契約をめぐる取引環境、そして、消費者契約の勧誘方法及び契約内容が急速に多様化・複雑化していることを意味するとともに、法が、それに迅速かつ適切に対応することを要請しているものといえよう。

さらに、契約に伴う消費者被害を受けることが多い高齢者をはじめ、事理弁識能力に欠けるところのある人を適切に保護することを目指して導入

された「成年後見制度」は、昨年（2010年）、施行後10年を迎えた（2000（平成12）年4月1日施行の民法改正及び同日施行の「任意後見契約に関する法律」）。この成年後見制度は、事理弁識能力を補うという側面から、特に高齢者が事業者との間で締結する契約に伴うトラブルを回避するという役割をも担うものである。上に記した特定商取引法及び割賦販売法改正の1つの契機となったのが、訪問販売による住宅リフォーム詐欺、次々販売・過量販売などにおける高齢消費者被害への対応にあったことに照らしても、高齢消費者被害の特徴を把握するとともに、その法的救済をはかるための関連法規の有機的関連性を検証することも、必要であると考えられる。

以上のとおり、消費者契約法施行後10年を迎えたこの時期、この10年間ににおける同法の運用状況、そして、同法施行後の消費者契約関連の立法及び法改正の状況を把握し、その現状及び問題点を洗い出すとともに、今後の課題を明らかにすることには、大きな意義があるものといえよう。

本特集においては、まず、消費者契約法の規定の中から、契約の勧誘に際しての事業者から消費者に対しての情報の提供等（同法3条を参照）、消費者契約の申込みまたは承諾の意思表示の取消権（同法4条を参照）、消費者契約の条項の無効（同法8～10条を参照）及び適格消費者団体による差止請求（同法12条以下を参照）に関わる4つの主題を取り上げる。次いで、従来から多様かつ多数の紛争事例を生じさせてきた領域であり、かつ、消費者契約法の施行後に相当規模の改正が行われた割賦販売法及び特定商取引法につき、その現状と課題を検討する。さらに、高齢化社会が進む中で、成年後見制度の浸透をも踏まえつつ、高齢者が関わる消費者取引に特有の問題に目を向けることとした。

これらの主題に関わる具体的・各論的な考察は各論稿に譲り、以下、この小稿では、消費者私法の動向に関わる若干の点について、総論的な指摘をしておくことにしたい²⁾。

2 消費者法における「行政規制」と「民事ルール」

（1）消費者契約法の制定と「規制緩和」

1999（平成11）年12月24日の第17次国民生活審議会消費者政策部会報告「消費者契約法（仮称）の立法に当たって」は、その当時の日本において、「国民の自由な選択を基礎とした公正で自由な競争が行われる市場メカニズム重視の社会の実現を目指して、規制緩和を中心とする構造改革が推進されている」と述べた上で、次のように指摘していた。

「こうした中では、政策の基本原則を事前規制から市場参加者が遵守すべき市場ルールの整備へと転換することが求められているが、もとより、規制緩和・撤廃は、無責任な自由放任や弱肉強食の社会を目指すものではない。公正で自由な競争が行われる市場メカニズム重視の社会を実現するためには、規制緩和の時代にふさわしい『消費者のための新たなシステムづくり』を行うことが大きな課題となっている。」

一般に、消費者契約法が制定された背景には、いわゆる「規制緩和」があると指摘される。すなわち、消費者契約法は、国民（消費者）が自由な自己決定に基づき市場に参加する環境を確保するための基盤であり、それは、消費者契約法1条（目的）について、「消費者をめぐる環境が急速に多様化・複雑化するなかで、消費者と事業者双方が自己責任に基づいて行動できる環境整備が不可欠である」と説かれることからも、明らかである。

ただし、そこには、2つの留意が付されるべきものと思われる。

その1つは、消費者契約法は、いわば「規制緩和」の申し子のように位置付けられることがあるものの、他方では、（労働法や借地借家法などの適用領域を除き）自己決定・自己責任を重視する司法の傾向に照らして、規制緩和政策がなくても消費者契約法は必要とされた、という指摘があることである³⁾。

2) 本特集は、消費者行政をめぐる昨今の動きや今後のあり方を、直接、検討の対象とするものではない。したがって、2009（平成21）年9月1日に設置された消費者庁の権限や機能に関わる問題、また、国民生活センター存否の是非に関わる議論（5月12日付各紙によれば、その機能を段階的に消費者庁に移管し、2013年度に廃止の方針と伝えられる）などは、主たる考察の対象とされない。

3) 消費者庁企画課編『逐条解説消費者契約法』（商事法務、第2版）74頁。

4) 落合誠一ほか「規制緩和と消費者契約法」NBL678号8頁以下（1999年）〔小塚壮一郎〕を引用しつつ、丸山絵美子「消費者保護と契約」ジュリスト1414号（2011年）78頁（79頁）が説くところを参照。

1) 参考の1つとして、LEX/DBにより、「消費者契約法」をキーワードとして、2001（平成13）年4月1日から2011（平成23）年4月30日までの裁判例を検索すると、270件が該当する（もちろん、この中には、消費者契約法の適用が直接の争点となっていないものも含まれている）。なお、消費者契約法より早く1995（平成7）年7月1日に施行され、消費者契約法と並ぶ消費者私法の両輪を成すと評される製造物責任法に関する裁判例は、同じくLEX/DBによれば、同法施行後、2011（平成23）年4月30日までの間で92件であり、裁判例の数という側面からも、消費者契約法の重要性は際立つものといえる。